

令和3年度みなかみ町有墓地の利用者募集要項

生活水道課では、湯原区内に所在する「みなかみ町有墓地」について、未使用区画の新規利用者の募集を実施します。

■墓地の所在

みなかみ町湯原991番地、甲992番地、995番地、996番地1、996番地2、997番地、998番地

■募集する墓地の区画（6区画）

B区画119号）	面積／8㎡	（永代使用料／360,000円	年間管理料／1,100円）
C区画162号）	面積／4㎡	（永代使用料／180,000円	年間管理料／1,100円）
B区画179号）	面積／8㎡	（永代使用料／360,000円	年間管理料／1,100円）
B区画203号）	面積／8㎡	（永代使用料／360,000円	年間管理料／1,100円）
B区画214号）	面積／8㎡	（永代使用料／360,000円	年間管理料／1,100円）
B区画215号）	面積／8㎡	（永代使用料／360,000円	年間管理料／1,100円）

■応募ができる方

- ・みなかみ町に住民登録があり、5年以上居住されている方。
- ・みなかみ町に本籍があり、使用許可決定後から5年以内に町内に居住される方。
- ・墓地を所有していない方。
- ・使用許可決定後、指定された期日までに永代使用料の納入ができる方。
- ・世帯全員の町税、国民健康保険税、水道料金等に滞納がない方

■応募期限

令和3年8月2日（月）まで ※郵送の場合応募期限日までの消印を有効とする。

■応募方法

応募期限の8月2日（月）までに次の様式に必要事項を記入の上、生活水道課または各支所まで提出してください。

①みなかみ町有墓地永代使用申込書（別紙様式） ②滞納状況確認書（別紙様式）

※様式①及び②については、生活水道課または各支所窓口で請求いただくか町ホームページからダウンロードしてください。

※みなかみ町ホームページの様式ダウンロードページ（下の順にクリックして進んでください）

[町政](#) ⇒ [課の業務](#) ⇒ [生活水道課](#) ⇒ [環境政策係](#) ⇒ [みなかみ町有墓地について](#)

■その他

- ・応募者が多数の場合は抽選により使用者の決定を行います。その際の抽選日時や会場等は追って応募者に連絡します。
- ・町有墓地の利用や権利等を第三者に譲渡することはできません。また、使用に関して町有墓地条例及び同施行規則に違反した場合は、使用許可を取り消すことがあります。

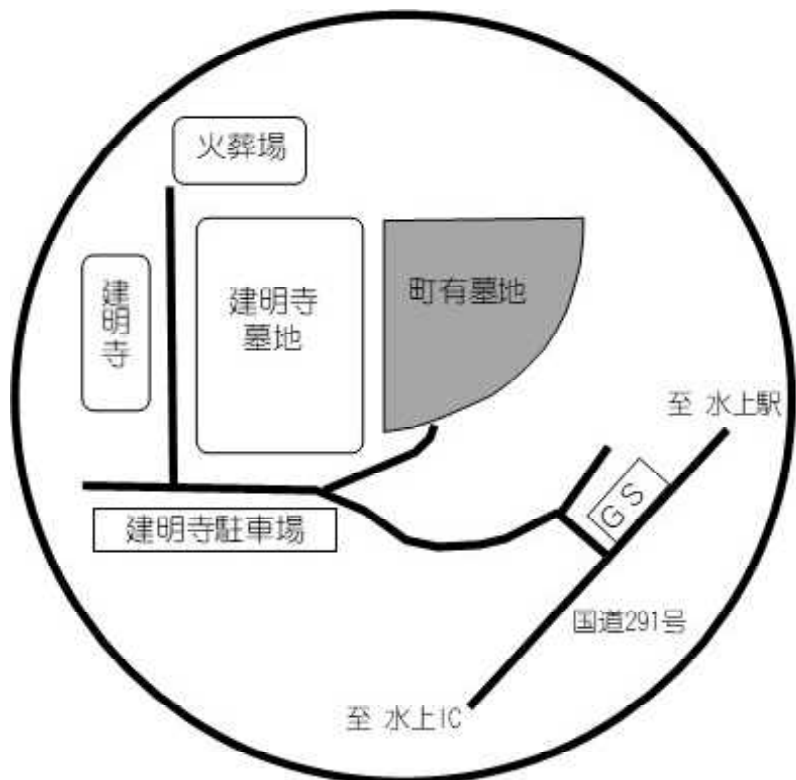
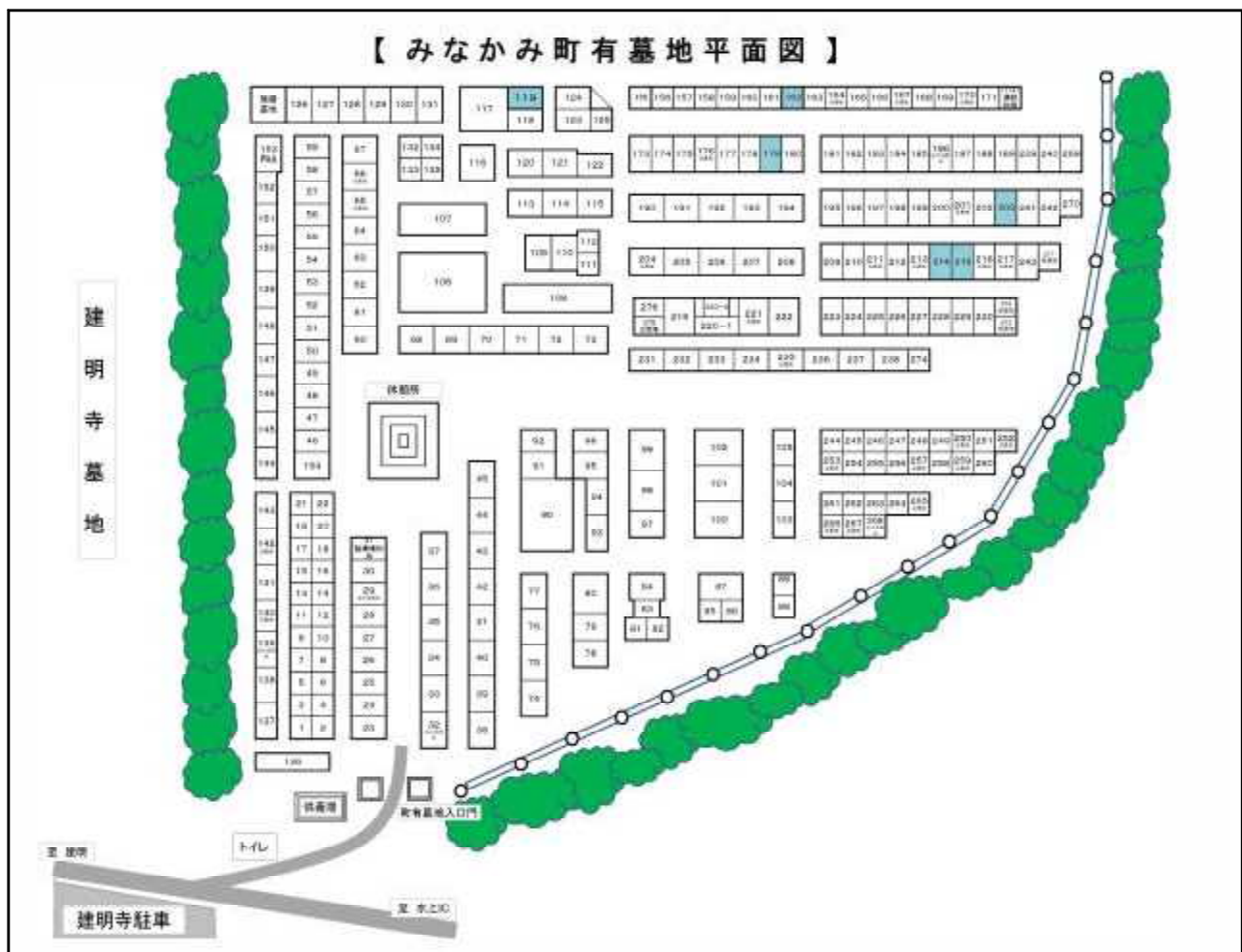
■スケジュール計画（案）

8月2日（月）	応募期限 応募者へ抽選会開催のお知らせ送付
8月下旬	抽選会開催及び使用者決定 墓地使用許可申請書及び墓地使用誓約書の提出
9月上旬	墓地使用許可証及び墓地永代使用料納付書の送付
9月末日	墓地永代使用料の納付期限

■問い合わせ先

〒379-1393 利根郡みなかみ町後閑318番地 みなかみ町役場 生活水道課 環境政策係
☎ 0278-62-2111 （代表）
☎ 0278-25-5003 （直通）※平日の開庁時間のみ
FAX 0278-20-2003

■墓地の位置



■募集する町有墓地の状況写真

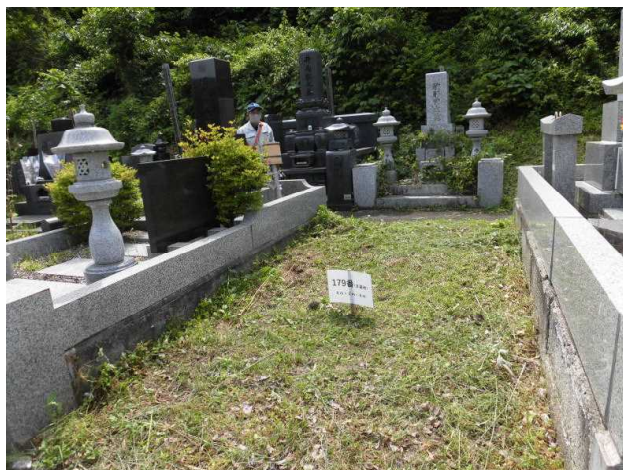
(119号)



(162号)



(179号)



(203号)



(214号)



(215号)



■よくある質問

- Q. 永代使用許可が出た墓地について、墓石の設置工事をしたいがどのような手続きが必要ですか？
- A. 施行業者による設置墓石が決まったら、施工前に様式第9号「~~埋葬~~改葬~~墓碑等設置~~届出書」を添付書類「図面等」を添えて提出してください。
- Q. 整備した墓地に亡くなった方を納骨したいがどのような手続きが必要ですか？
- A. 埋葬日時決定後または埋葬後に、忘れずに様式第9号「~~埋葬~~改葬~~墓碑等設置~~届出書」を添付書類「埋葬、火葬許可証（写し）」を添えて提出してください。
- Q. 墓地の永代使用許可を得ていた使用者が亡くなった。墓地の使用者名を変更したいのだが、どのような手続きが必要ですか？
- A. 墓地の新しい使用者が決まりましたら様式第10号「墓地使用権継承届」を添付書類「前使用者の墓地使用許可証、継承の原因を証明する書類、継承人の住民票写し（世帯全員）、戸籍謄本（全部証明）」を添えて提出してください。また、様式第11号「墓地使用権継承誓約書」も提出してください。
- Q. 永代使用許可を得ていた墓地だったが、代がわりで遠方になってしまいお墓参りになかなか行けない。誰かお墓掃除等を代わりにしてくれる業者等はいませんか？
- A. 墓地整備の施工業者に一度相談してみたらどうでしょう。また利根沼田管内の園芸業者や便利屋さん等もありますので調べてみてください。またシルバー人材による清掃なども引き受けてくれる場合もあります。ただし例に上げたすべてが有料になると思います。
- Q. 代がわりで町有墓地の使用者が遠方になってしまった。町有墓地を返還して親族の住む近くの墓地に移転をしたいがどのような手続きが必要ですか？
- A. 初めに「改葬許可申請書」を町民福祉課に申請し「改葬許可証」をもらってください。その上で様式第9号「~~埋葬~~改葬~~墓碑等設置~~届出書」を添付書類「改葬許可証（写し）」を添えて提出してください。次に様式第12号「墓地返還届」を添付書類「墓地使用許可証（原本）」を添付して提出してください。なお、墓地の返還に際して墓碑等の構築物の撤去や聖地をする必要があります。墓地に納骨されている場合、お骨等を移転するために最初に述べた改葬許可申請書を作成し許可を得る必要があります。

注) 毎年5月ごろに使用者に墓地管理料1, 100円の納入をお願いしています。住所変更や氏名変更、代がわりをしたら速やかにご連絡ください。必要な手続きをお知らせします。